

社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？

労働者を雇用している事業者には

社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働く労働環境を確保するために、
社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

工事業種（経審を必要とする業種）について

東京都では、平成29・30年度建設工事等競争入札参加資格審査申請受付から競争入札参加有資格者名簿への登録は、社会保険及び雇用保険に加入することを必須条件といたします。（ただし、適用除外は除きます。）

地質調査、測量、設計委託等（経審を必要としない業種）について

東京都では、平成29年4月から財務局経理部契約第一課発注の案件を対象に、希望申請時に社会保険及び雇用保険加入を証する書類の提出を求め、加入状況を確認します。

社会保険・雇用保険とは？

	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
社会保険	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度
雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り再就職を促進するための給付を行う制度

保険加入は事業者の責務

- 労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります。まず自社の労働者を社会保険及び雇用保険に加入させましょう。
- 下請事業者（二次下請以下の事業者も含む）がある場合には、下請事業者の社会保険及び雇用保険加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導してください。
- 東京都の発注・契約する工事及び工事関係業務委託の積算には法定福利費（社会保険料及び雇用保険料）が含まれていますので、下請契約締結時には、下請事業者の法定福利費を適切に含んだ額で契約を締結するようにしてください。

東京都における社会保険及び雇用保険加入促進の取組

- 1 工事及び工事関係業務委託の積算に法定福利費（社会保険料及び雇用保険料）を含んでいます。
- 2 工事及び工事関係業務委託の競争入札参加資格審査において、社会保険及び雇用保険の加入状況を格付に反映しています。
- 3 工事の低入札価格調査制度において、調査対象者及び下請予定事業者についての社会保険及び雇用保険の加入状況を調査項目としています。

社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続の詳細については、以下の窓口にご相談ください。

お近くの窓口は以下のURLから確認できます。

◎【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

→ 日本年金機構

URL <http://www.nenkin.go.jp>

◎【雇用保険】

→ 公共職業安定所（ハローワーク）

URL <https://www.hellowork.go.jp>

社会保険・雇用保険加入に関して、東京都社会保険労務士会を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

以下のURLからお近くの社会保険労務士を探すことができます。

東京都社会保険労務士会 URL <http://www.tokyosr.jp>

このリーフレットは、「東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、該当する団体と契約し、作成しています。

《問い合わせ先》

東京都 財務局 経理部 契約第一課 電話 (03) 5388-2621



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。